

建築物石綿含有建材調査者講習
修了試験

科目 I 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1

問1. 「建築物石綿含有建材調査」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 石綿は国内でもわずかに産出されたが、大半はカナダ、南アフリカ、旧ソ連(現ロシア等)などから1970年～1990年にかけて年間約30万トンという大量の石綿が輸入されていた。
- (2) 現在では、製造禁止前から使用されている石綿含有製品の継続使用は、禁止されていない。
- (3) 現在では、製造禁止前から使用されている全ての石綿含有製品の継続使用は、禁止されている。
- (4) 石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル1、2、3、石綿含有仕上塗材に該当する建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。

問2. 「石綿の定義、種類、特性」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 石綿とは、自然界に存在するけい酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の一部の総称である。
- (2) レベル1の石綿は、もっとも飛散性が低い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれない。
- (3) 厚生労働省通達では、石綿を「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」と定義している。
- (4) 石綿の特性として、電気を通しにくいこと、細菌・湿気に強い点がある。

問3. 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 石綿粉じんの人体の吸入経路は、①鼻腔→②咽頭→③気管→④気管支→⑤細気管支→⑥肺胞である。
- (2) 石綿肺は、石綿ばく露以外でも生じるじん肺の一種である。
- (3) 中皮腫とは、中皮細胞の存在する胸膜、腹膜、心膜、精巣鞘膜に発生する悪性腫瘍をいう。
- (4) 石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、その他の胸膜疾患がある。

問4. 「石綿ばく露と石綿関連疾患の発症」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 胸膜プラークは石綿肺やびまん性胸膜肥厚と比べて、より少ないばく露量によっても発生する。
- (2) 石綿肺がんは、石綿のばく露開始からおおむね20～30年後に発症する。高濃度ばく露の場合では10数年後に発症することもある。
- (3) 石綿ばく露から中皮腫発症までの潜伏期間は30～50年、平均40年弱である。高濃度ばく露の場合は潜伏期間がやや短い例もある。
- (4) 石綿肺は、石綿ばく露から10年以上、多くは20年～30年以上の後に、胸部エックス線検査で下肺野に初期病変が現れる。

問5. 「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、1975(昭和50)年以前の建築物は優先順位が最も高い。
- (2) 建設業の石綿ばく露は、主に①新築時の吹付け、切断、加工等によるもの、②建築物維持管理・補修等の吹付け石綿及び飛散しやすい石綿含有建材によるもの、③建築物改築及び解体時の石綿含有建材によるものの3種類である。
- (3) 吹付け石綿が使用されている建築物では、物理的な接触により石綿の飛散が発生するが、天井面へボールや棒を当てる場合とほうきでこする場合を比較したとき、100倍以上ほど石綿繊維の気中における濃度差はある。
- (4) 建設業における石綿関連疾患統計データでは、労災保険労災認定集計によると、2014(平成26年)以降は、約2000件である。

科目 II 石綿含有建材調査に関する基礎知識 2

問6 「大気汚染防止法」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 大気汚染防止法は、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に1968(昭和43)年に制定された。
- (2) 大気汚染防止法では、石綿含有成形板等は特定建築材料に該当する。
- (3) 大気汚染防止法において、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、建築物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられていない。
- (4) 大気汚染防止法では、建築用下地調整塗材は特定建築材料に該当する。

問7 「建築基準法・建設リサイクル法およびその他関係法令」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 建築基準法では、建築物の通常の利用時において、吹付け石綿(石綿0.1重量パーセントを超えるもの)の使用禁止及び建築物及び工作物の増改築時や大規模修繕・模様替え時に除去等を義務付けている。
- (2) 建設リサイクル法の対象建設工事の1つに、延床面積の合計500m²以上の建築物に掛かる新築工事・改修工事がある。
- (3) 建設リサイクル法の対象建設工事は、工事着手7日前までに発注者から都道府県知事に届出が必要。
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)では、一定規模以上の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)の分別解体等と再資源化等が義務付けられている。

問8 「リスク・コミュニケーション」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 建物の維持管理や改修・解体工事の直接的な関係者を含むすべてのステークホルダーがこれらの対策に関与する「リスク・コミュニケーション」が重要である。
- (2) リスク管理の新たな枠組みとして、5段階のプロセスがある。
- (3) 日本国内においては、石綿の飛散防止に関して、環境省から「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションガイドライン」が2017(平成29)年に公表、2022(令和4)年に改訂されている。
- (4) 米国では、1966(昭和41)年に情報公開法が制定されたことに伴い、行政の情報公開が進んだ。様々な事案に取り組む際に、リスクに関する情報の質・量及び関係者の情報共有プロセスに課題があることが示された。

問9. 「石綿含有建材調査者」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 石綿含有建材調査者は、解体・改修工事時や通常の建築物利用時において、その建築物に使用されているすべての建材を調査し、石綿の使用の有無を判定する必要がある。
- (2) 石綿含有建材調査者は、意図的に事実と反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行ってはならないが、調査結果が調査の発注者に不利益をもたらすおそれがある場合はその限りではない。
- (3) 解体・改修工事の施工者や建築物の所有者などは、石綿含有建材調査者の実施した調査結果に基づいて、工事の施工方法を決定したり、使用中の石綿含有建材に対する対策を講じる。
- (4) 石綿製品は、約3,000種類に及ぶ。

問10 「石綿含有建材調査者の心構え」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 石綿分析技術に関する知識を有すること。
- (2) 石綿分析結果を解析する能力を有すること。
- (3) 中立性を保ち、精確な報告を実施する能力を有すること。
- (3) 建築物などの設計図書や施工図などを分析し、必要な情報を抽出する能力を有すること。

科目 III 石綿含有建材の建築図面調査

問11. 建築一般に関する記述のうち耐火構造などについて不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 公会堂は、3階以上の階は耐火建築物としなければならない。
- (2) 防火地域内の制限により1階建て90㎡の延べ面積の建築物は、耐火建築物としなければならない。
- (3) 3階以上の階の病院は耐火建築物にしなければならない。
- (4) 防火地域内の制限により1階建て200㎡の延べ面積の建築物は、耐火建築物としなければならない。

問12. 建築一般に関する記述のうち耐火性能などについて不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 耐火構造には告示に定める仕様と、国土交通大臣認定を受けた仕様とがある。告示については、1964年～1987年間に、柱、梁、壁について、鉄骨などを吹付け石綿(かさ比重0.3以上)で覆ったものが指定されていた。
- (2) 建築基準法では、耐火建築物の階数の算定は、地階の部分もすべて算入する。
- (3) 耐火構造の指定番号は、「耐火 W2033」のように、耐火の後にアルファベットが、その後に4桁の数字で表記される。アルファベットの「G」は梁、「C」は柱、「W」は壁、「F」は床をそれぞれ示している。
- (4) 屋根と階段は、建築物の階数に関係なく耐火性能は、1時間要求されている。

問13. 建築一般に関する記述のうち不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 高層区画とは、9階以上の高層建築物の防火区画を小区画することにより、被害を最小限にとどめる。スプリンクラーなどの設置により面積要件は緩和される。
- (2) 面積区画とは、一定面積ごとに防火区画し、水平方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。スプリンクラーなどの設置により面積要件は緩和される。
- (3) 縦穴区画とは、階段や吹き抜け、エレベーターのシャフト、パイプシャフトのように縦方向に抜けた部分は、煙突効果によって有害な煙や火炎の熱を容易に上階に伝えてしまう。また、階段は避難時の重要な経路であり、ここが使用不能になることで被害が拡大する。
- (4) 異種用途区画とは、同じ建物の中に異なる用途が存在し、それぞれの管理形態が異なる場合(例えば複数のテナントが入るデパートと店舗・飲食店など)、火災発生条件がそれぞれ異なるほか、火災発生に気づきにくく、避難が困難となる。このため、用途の異なる部分を区画することで被害の拡大を食い止めるものである。

問14. 建築設備に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 建築基準法で定義する建築設備のうち、防災設備に避雷針は含まれる。
- (2) 建築基準法で定義する建築設備のうち、排水設備にグリーストラップは含まれる。
- (3) 建築基準法で定義する建築設備のうち、防災設備にスプリンクラーは含まれる。
- (4) 建築基準法で定義する建築設備のうち、防災設備に非常用証明は含まれる。

問15. 「石綿含有建材」に関する記述で不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) けい酸カルシウム板第1種、乾式吹付けロックウール等、業界団体として認定を受けている製品においては、認定番号だけでは製品名まで特定することは困難である。
- (2) 石綿含有吹き付けロックウールでは、湿式吹付け工法と乾式吹付け工法の硬化後の表面硬度は、湿式吹付け工法のほうが硬くて表面からの飛散も少ない。
- (3) 吹き付け石綿の主材料は、工場配合の石綿・セメントと水である。
- (4) 石綿含有吹き付けパーライトは、耐火被覆が必要とされる部位にも使用されている。

問16. 「石綿含有建材」に関する記述のうち不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 1980年に石綿含有吹き付けロックウールは自主規制で使用中止された。ただし在庫等の関係で数年間は使用された可能性も考慮しなければならない。
- (2) 吹き付けロックウールは石綿無含有の製品になり、違う製品名で製造・販売された。
- (3) 1954以前は輸入材が使用されている可能性があるので、石綿無含有と判定することは危険である。
- (4) 石綿含有吹き付けバーミキュライトにおいて、アメリカモンタナ州リビー鉱山(1990年に操業停止)産バーミキュライトは、石綿には定義されていないが、トレモライトに近いウインチャイト、リヒテライトという角閃石系の繊維状鉱物含有しており、健康障害が報告されているため注意が必要である。

問17. 「石綿含有建材」に関する記述のうち不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) レベル3とされている石綿含有建材は、種類や品数がレベル1, 2より圧倒的に多い。
- (2) 大防法の改正(令和3年4月1日施行)により、レベル3建材の除去作業について、作業計画は作成しなければならないが、特定粉じん排出等作業実施届出書の提出は不要であるが、作業計画は必要。
- (3) 調査対象建築物の施工時期がわかればレベル3の石綿含有建材は、ある程度推定することができる。
- (4) レベル3の石綿含有建材は事業用の建築物が主で、一戸建て住宅等では使われていない。

問18. 「石綿含有建材」に関する記述のうち不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有ロックウール吸音天井板の製造時期は、1961年から1987年である。
- (2) 「aマーク」の表示は、通常は製品1枚に1か所なので「aマーク」があれば“石綿あり”といえ、なければ“石綿無し”といえる。
- (3) レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有スレート波板(小波)の製造時期は、1918年から2004年である。
- (4) レベル3の石綿含有建材のうち、石綿含有ルーフィングの製造時期は、1937年から1987年である。

問19. 「石綿含有建材」に関する記述のうち不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 石綿含有パルプセメント板は、耐水性が低いので主として内装材として使われるが、外装材として軒天井に使用された例もある。
- (2) 石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地には使用されていない。
- (3) 石綿含有パルプセメント板は、大半の製品が準不燃材料の認定を受けており、火気を使用する部屋での使用が可能である。
- (4) 石綿含有ロックウール吸音天井板は、一般建築物、事務所、学校、講堂、病院等の医療施設等の天井に不燃・吸音天井板として多く使用されている。

問20. 「石綿含有建材」に関する記述のうち不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) けい酸カルシウム板第2種は、1965年ごろから2004年ごろまで耐火被覆材として使用された。
- (2) 耐火被覆板は1963年ごろから使用された。工場にてアモサイトなどの石綿を基材としてセメントと水とを混ぜ合わせて成形し、一定サイズの耐火被覆板が製造された。現場で寸法に合わせて切断し、鉄骨造の建築物の梁、柱などに耐火被覆材として貼り付けられた。
- (3) 石綿含有保温材は、1920年代から建築物、構造物、船舶などに多く使用されていた。高温や低温の液体用の配管用鋼管、タンク、タービン、焼却炉の外周部などの保温、断熱、防露を目的として使用された。
- (4) けい酸カルシウム板には第1種と第2種がある。第1種はレベル2建材で、厚さは6・8・12mmなどと薄いので、けい酸カルシウム板第2種と見分けることができる。

問21. 「書面調査の実施要領」に関する記述のうち不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 石綿調査の第1段階は、設計図書等の調査(書面調査)から始まる。
- (2) 書面調査の結果を以て調査を終了せず、石綿等の使用状況を網羅的に把握するため、2010年9月着工以降の建物以外は、目視調査を行う必要がある。
- (3) 書面調査の流れとして、図面等調査後に所有者等ヒアリングを行う。
- (4) 設計図書や竣工図等の書面は石綿等の使用状況に関する情報を網羅してるものではなく、また、必ずしも建築物の現状を現わしたものと限らない。

問22. 「図面の種類と読み方」に関する記述のうち不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 建築物を建設するにあたり、建築指導課・消防署などに建築物を建てる許可を得るために建築確認申請書や各申請書類などを提出する。この時の図面を建築確認図面と言う。建築物に保存されている申請書類の中に建築確認申請書が残っていることが多い。
- (2) 竣工図は、引き渡す段階での建築物の図面である。施行中の設計変更などを修正した図面であるが、テナント工事の未記入や修正ミス、記入漏れも多い。
- (3) 施工図は、多くの建築物でメンテナンスに利用されている図面である。
- (4) 設計図書には多様な図面があり、大別すると、建築図、構造図、設備図(電気設備、給排水衛生設備、空調設備、昇降機設備、特殊設備)等がある。

問23. 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する記述のうち不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) データベースで検索した建材(商品)が無いことを以て、石綿無しの証明になる。
- (2) 実際に使用されている建材が石綿含有建材か否か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
- (3) 建材の石綿含有情報とは、石綿を意図的に原料として工場に混入していたという情報である。ただし、非意図的に混入の可能性もある。
- (4) 「石綿(アスベスト)含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間、石綿の種類・含有率等の情報検索できる。

問24. 「書面調査結果の整理」に関する記述のうち不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、調査者が現地調査や報告書の作成に利用しやすい様式を用いればよい。
- (2) 建築図面が全くない場合、推測で図面を作成することは認められないため、各階の概略平面図は作成すべきではない。
- (3) 見落としを防ぐためには、各室・各部位ごとに記録を行うワークシートを使用することも有効である。
- (4) 必要に応じて、石綿データベース等により当該建材の特徴等を調べて、「整合性の確認表」を作成する。

科目 IV 目視調査の実際と留意点

問25. 「目視調査の流れ」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 事前調査について、事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性があり、再調査は正確性や依頼者からの信頼を失う。
- (2) 調査依頼者は、建築物所有者、建築物管理者などであり、現地立会者は建築物管理人、案内人、無人など異なった条件がある。
- (3) 維持管理のための建築物調査では、レベル1、2建材を対象とし、引き続き建物を使用することから、基本は非取外し調査を行う。
- (4) 改修や解体工事のための事前調査では、内装や下地等の内側等、外観から直接確認できない部分では調査は不要である。

問26. 「事前準備」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 改修や解体工事のための事前調査であれば、部分的に建材等の取外し調査を行うこともあるため、使用する用品も異なってくる。
- (2) 靴はプロテクティブスニーカー(JIS 規格適合品)等のスニーカータイプの安全作業靴の使用が望ましい。
- (3) 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、半面形面体をもつ取替え式防じんマスク(RS3,RL3)と同等以上の性能を有するものとする。
- (4) 試料採取時には、防護服(JIS T 8115 化学防護服タイプ5)又は専用の作業衣(JIS T 8118 静電気帯電防止作業服)を着用する。

問27. 「目視調査の実施要領で、目視調査に臨む姿勢、建築物外観の観察」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 目視調査に臨む基本姿勢としては、調査対象に則した綿密な動線計画を立てても想定外のことが起こるのが目視調査である。
- (2) 採取した試料の採取用密閉容器(チャック付きポリ袋)などに記載することになっている必要事項は、採取した部屋で記入し忘却や試料の混同を避ける。
- (3) 定礎石及び避雷針設備設置電極埋設標により竣工年を推定する方法もある。
- (4) 建築物の外観を観察する際には、主要道路と建築物の位置関係や方位を確認する。特に、南面の妻側の壁にのみ、結露防止や断熱を目的として石綿含有建材が使用された、ケースがある。

問28. 次の建材のうち、石綿の含有が疑われないものを一つ選びなさい。

- (1) 吹付けパーライト
- (2) けいそう土保温材
- (3) 屋根用折板断熱材
- (4) 現場吹付け発砲ウレタン

問29. 次の建材のうち、石綿の含有が疑われないものを一つ選びなさい。

- (1) 木毛セメント板
- (2) ソフト巾木
- (3) 壁紙
- (4) せっこうボード

問30. 次の建材のうち、石綿の含有が疑われないものを一つ選びなさい。

- (1) けい酸カルシウム板第1種
- (2) ロックウール吸音天井材
- (3) セメント円筒煙突材
- (4) グラスウール吸音材

問31. 「目視調査の実施要領で、取り外し調査、改修工事・増築工事の調査」について、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 調査を行う中で、点検口や器具の開口部もなく、部分的に解体しなければ調査できない場所が見つかった場合、調査できなかった部分については目視調査票などに書き入れ、調査報告書にも必ず記載する。
- (2) 住宅屋根用化粧スレート的一种であるリブ型スレートを葺いている場合、改修時には元の屋根材を除去せずに、新しい屋根材を二重に葺く場合がある。この場合、新たな屋根材は石綿無含有だが元の材料は石綿含有であることが多い。
- (3) 改修工事において、部屋全体を貼り替えた場合は、他の部屋に比べ、天井軽鉄下地や吊りボルトの色や形が他の部屋と違う場合がある。このような場合の天井ボードの試料採取は旧ボードを採用する。
- (4) 工場や車庫などの壁材や天井材は、スレート波板を使用していることも多い。スレート波板は現在も石綿を含んでいないものが製造されているため、部分的に改修・交換している場合もある。

問32. 「試料採取」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 書面調査及び目視調査等で、石綿含有の有無が明らかとならなかったものについては分析を行う必要がある。同一材料と判断される建築材料ごとに、代表試料選定し採取しなければならない。
- (2) 粉じん飛散防止剤は、国土交通省により認定された材料を使用することが望ましい。
- (3) 採取しようとする材料に別の材料が接着している場合は、資料採取時に接着している材料は、はく離しておく。
- (4) 資料採取にあたり人数分の保護具を用意する。

問33. 「石綿を含む可能性のある建材の試料採取での注意事項」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 吹付け材は、石綿の含有率が低い場合は、完成したものの不均一性を十分考慮する必要がある。
- (2) 耐火被覆材には、耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第2種などがある。
- (3) 設計図書の多くは標準仕様書において仕上塗材の一般名が記載され、数社の製造業社の中から選択できるようになっているため、当該現場に使用された製品名を特定することは難しい。
- (4) 保温材には、成形保温材と不定形保温材があり、建築物の小型ボイラ等の配管に使用される保温材は不定形の保温材がほとんど使用されている。

問34. 「分析依頼を行う者の要件について・同等以上の技能及び知識を有すると認められる者」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) (一社)日本環境測定分析協会が実施する「建材定性分析エキスパートコース」の修了者。
- (2) (一社)日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験」合格者。
- (3) (公社)日本作業環境測定協会の石綿分析技術評価事業により認定される A ランク、B ランク若しくは C ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者。
- (4) (一社)日本繊維状物質研究協会の石綿分析に係るクロスチェック事業により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者。

問35. 「目視調査の記録方法」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 目視調査の記録方法のポイントは、現場で、①迅速・簡易に情報を記入できるもの、②調査・判断の流れに沿って記入しやすいもの③調査箇所に漏れがないことを確認しやすいものが挙げられる。
- (2) 対象物は、広角撮影と近接撮影(アップ)をする。アップは真正面から撮影をすること。
- (3) 撮影に際しての留意事項として、カメラの画素数などは、国土交通省電子納品に関する要領・基準におけるデジタル写真管理情報基準に準じる。
- (4) デジカメは、落下防止のためストラップは最短にして、手首からぶら下げたりしない。

問36. 「吹付け石綿の劣化度判定」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 状態は良いが吹き放し工法であるので「やや劣化」とした。
- (2) 一部に自然脱落が見られたため「やや劣化」とした。
- (3) 人為的な傷やへこみが局所的には見られるが、全体としては表面劣化が見られないので「劣化なし」とした。
- (4) 全体の状態は良いが、漏水による局部的損傷が見られるので「やや劣化」とした。

問37. 「アスベスト含有の有無の判定方法」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) X線回折法でアスベストの回折ピークなし、三つの標本で計数した3,000 粒子中、アスベスト繊維が4繊維条粒子以上の場合アスベスト含有ありと判定した。
- (2) 吹付けバーミキュライト中のアスベスト含有判定は、塩化カリウム処理が必要である。
- (3) アスベスト含有無しと判定された当該資料には、0.1%を超えてアスベストは含有しないと判断できる。
- (4) X線回折法でアスベストの回折ピークなし、三つの標本で計数した3,000 粒子中、アスベスト繊維が3繊維条粒子以上の場合アスベスト含有ありと判定した。

問38. 「アスベスト分析マニュアルと JIS 1481規格群」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 定性分析法1は、実体顕微鏡、偏光顕微鏡による定性分析である。
- (2) 定性分析法2は、X線回折分析法と位相差分散顕微鏡法を併用した定性分析である。
- (3) 定性分析法1と定性分析法2は、アスベスト含有の有無の判定基準は同じである。
- (4) 定量分析法1 は、X線回折分析法により定量を行う。

科目 V 建築物石綿含有建材調査報告書の作成

問39. 目視調査総括表における建築物の概要欄に該当しない項目を一つ選びなさい。

- (1) 建築物用途
- (2) 確認済証交付日・番号
- (3) 延べ床面積
- (4) 建築物使用者

問40. 「目視調査個票の記入」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 部屋ごとの記入における材料名は、材料の形態を統一された一般名称で記載する。この場合、略称や通称でもよい。
- (2) 目視調査個別票は部屋別の作成を基本とするが、小規模の建築物などではフロアごとの作成も可とされる。
- (3) 調査者の不注意によって入室しなかった部屋と建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、目視していないという結果は同じであっても、石綿調査の意義としては同じではない。
- (4) 外観の記入では、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるが、写真を撮るまでの必要はない。

問41. 「報告書の作成」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 調査報告書には、劣化状況や専門業者への情報提供の方法など、調査結果から得られるアドバイスなど石綿含有建材調査者のコメントを記載する。
- (2) 目視調査個票は調査した部屋の順番に作成し、ストーリー性を確保する。写真のサムネイル(縮小画面)を見ながら作業するとよい。
- (3) 石綿含有建材調査者は、分析結果の報告まで含めて、調査全般を差配している。分析結果報告まで、依頼者に十分な説明が責務である。
- (4) 分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書を受領したら、調査者の目視推定と結果報告とが乖離しているケースや、あり得ない結果だった場合は、分析機関に問い合わせ、原因を把握し正確を期すようにし、現地での再調査はしない方がよい。

問42. 「事前調査記録の記載事項および事前調査結果の報告」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 石綿含有建材の事前調査結果は、石綿含有の有無にかかわらず、その結果を記録する。
- (2) 事前調査結果の記録項目には、目視による確認が困難な材料の有無および場所がある。
- (3) 事前調査結果の記録項目には、調査開始日がある。
- (4) 事前調査結果の記録項目には、調査対象の建築物等の着工日等がある。

問43. 「所有者等および地方公共団体への報告」に関する記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- (1) 石綿則第35条では、事前調査の結果の概要を事業者は、10年間保存しなければならない。
- (2) 石綿則及び大防法では、解体・改修工事の事業者は、事前調査の結果の記録を3年間保存しなければならない。
- (3) 大防法により、発注者等には事前調査結果に基づいて作成された特定粉じん排出等作業届の義務が生じる。
- (4) 建築物の所有者には法律上の保管義務はないが、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去等の工事が終了するまでではなく、3年間保存することが望ましい。